## 目次 昭和五十年法律第八十四号

石油コンビナート等災害防止法

総則(第一条—第四条)

第二章 新設等の届出、 特定事業者に係る災害予防(第十五条 四条) 指示等(第五条—第十

第五章 第四章 災害に関する応急措置 防災に関する組織及び計画(第二十七 第二十六条) (第二十三条

第二十二条)

第六章 緑地等の設置(第三十三条—第三十七 条—第三十二条)

第八章 第七章 罰則 雑則 (第四十九条—第五十二条) (第三十八条—第四十八条)

#### 章 総則

身体及び財産を保護することを目的とする。 ト等特別防災区域に係る災害から国民の生命 的な施策の推進を図り、もつて石油コンビナー 係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合 相まつて、石油コンビナート等特別防災区域に 百二十三号)その他災害の防止に関する法律と 号)、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四 害の防止に関する基本的事項を定めることによ 災区域に係る災害の特殊性にかんがみ、その災 (定義) 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)、 この法律は、石油コンビナート等特別防

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

ス並びに政令で定める不活性ガスを除く。) 第十三項に規定するガス工作物に係る高圧ガ 第二条第十一項に規定するガス事業及び同条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 石油類をいう。以下同じ。)及び高圧ガス (同法第三条第一項各号に掲げる高圧ガス、 (高圧ガス保安法第二条に規定する高圧ガス 石油類、第二石油類、第三石油類及び第四 いう。以下同じ。)をいう。 石油(消防法別表第一に掲げる第

二 石油コンビナート等特別防災区域 次のい ずれかに該当する区域であつて、 政令で指定

> 処理量で除して得た数値又はこれらを合計理量を合計した数量を政令で定める基準総すべての者の事業所における高圧ガスの処 おいて貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量除く。以下「石油貯蔵所等」という。)に の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を貯蔵所、製造所又は取扱所(同法第十六条 法第十一条第一項の規定による許可に係る とが緊要であると認められるもの 特別の措置を講じさせるとともに当該区域 れぞれ災害の発生及び拡大の防止のための 該区域に所在する特定の事業所についてそ する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しの事業所が所在し、かつ、当該区域に所在 た数値が一以上となる事業所を含む二以上 理量で除して得た数値又はこれらを合計し 保安法第五条第一項の規定による許可に係 数値若しくは高圧ガスの処理量(高圧ガス 令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た 計して得た数量をいう。以下同じ。)を政 及び取扱量を政令で定めるところにより合 について一体として防災体制を確立するこ した数値が一以上となる区域であつて、当 しくは同項の規定による許可を受けている る基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若 貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定め ているすべての者の事業所における石油の いう。以下同じ。)を政令で定める基準処 る事業所において定置式設備により同項第 日に処理することができるガスの容積を 号に規定する圧縮、液化その他の方法で 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量(消防

た数値又はこれらを合計した数値が一以上 められるものの区域 の措置を講じさせることが緊要であると認て災害の発生及び拡大の防止のための特別 となる事業所であつて、当該事業所につい する政令で定める基準総処理量で除して得 数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定 で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令

れる区域 イ又は口に該当することとなると認めら

兀 常な自然現象により生ずる被害をいう。 流出その他の事故又は地震、津波その他の異 災害 火事、爆発、石油等の漏洩若しくは 第一種事業所 石油コンビナート等特別防

災区域(以下「特別防災区域」という。)に

Ŧi. 計した数値が一以上となるものをいう。 基準処理量で除して得た数値又はこれらを合 スの処理量を同号イに規定する政令で定める 蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガ 量を第二号イに規定する政令で定める基準貯 所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱

等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵て、政令で定める基準に従い、相当量の石油 して都道府県知事が指定するものをいう。 互に重要な影響を及ぼすと認められるものと ける災害及び第一種事業所における災害が相 し、又は処理することにより当該事業所にお 業所のうち第一種事業所以外の事業所であつ 第二種事業所 特別防災区域に所在する事 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業

t 所をいう。

る者をいう。 第一種事業者 第一種事業所を設置してい

八 第二種事業者 る者をいう。 第二種事業所を設置してい

九 者をいう。 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業

(特定事業者の責務) であつて、主務省令で定めるものをいう。 法令の規定により設置すべきものを除く。) 高圧ガス保安法その他の災害の防止に関する 災害の拡大の防止のために土地又は工作物に 定着して設けられる施設又は設備(消防法、 は延焼の防止のための施設又は設備その他の 特定防災施設等 流出油等防止堤、消火又

第三条 特定事業者は、その特定事業所における 別防災区域において生じたその他の災害の拡大講ずるとともに、当該特定事業所の所在する特 体となつて必要な措置を講ずる責務を有する。 の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一 災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を (国及び地方公共団体の施策)

第四条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行 の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のため災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害 するとともに、この法律又は関係法律の規定にうべき防災活動について必要な助言又は指導を 基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防 に必要な施策を講ずるものとする。

(新設の届出等) 第二章 新設等の届出、 指示等

第五条 第一種事業所 (石油貯蔵所等を設置する 事業所であり、かつ、 高圧ガス保安法第五条第

> 業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設 新設のための工事の開始の予定日並びに当該事 称及び代表者の氏名)及び住所、設置の場所、 面で、その者の氏名(法人にあつては、その名 する者は、主務省令で定めるところにより、書 をすることにより第一種事業所となる場合にお 増加するための工事その他の政令で定める工事 に関する計画を主務大臣に届け出なければなら ける当該工事を含む。以下同じ。)をしようと (石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を に限る。以下この章において同じ。)の新 一項の規定による許可に係る事業所であるもの

らの施設地区(以下「各施設地区」という。) の他の施設地区に区分した場合におけるこれ設地区、用役施設地区、事務管理施設地区そ地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施 の面積及び配置 主務省令で定める基準により、事業所の

連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあ るものの配置 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び

## 敷地面積

その他主務省令で定める事項

2 を提出しなければならない。 理量を示す書面その他の主務省令で定める書類 別及び種類別のそれぞれの貯蔵・取扱量又は処 置を示す図面、石油又は高圧ガスの各施設地 事業所の位置、 前項の規定による届出をする場合には、 周囲の状況及び各施設地区の

村長に送付するものとする。 長」という。)、関係都道府県知事及び関係市 たときは、遅滞なく、その届出書の写しを政令 で定める行政機関の長(以下「関係行政機関 主務大臣は、第一項の規定による届出があつ

見を聴かなければならない。 見を述べようとするときは、関係市町村長の 係都道府県知事の意見を聴かなければならな 第一種事業所の新設に関する計画について、 い。この場合において、関係都道府県知事が意 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る 関

(経過措置)

第六条 一の地域が特別防災区域となつた際現に 地域が特別防災区域となつた日から二月以 のための工事をしている者を含む。)は、当 事業者(当該地域において第一種事業所の新設 その地域に所在する第一種事業所に係る第一種

ことができる

条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に届け出代表者の氏名)及び住所、設置の場所並びに前 その者の氏名(法人にあつては、その名称及び なければならない。 に、主務省令で定めるところにより、書面で、

する場合について、同条第三項の規定は前項の 規定による届出があつた場合について準用す 前条第二項の規定は前項の規定による届出を

第七条 第一種事業所に係る第五条第一項第一号 出なければならない。ただし、災害復旧工事を 更のための工事の開始の予定日並びに当該第一 から第三号までに掲げる事項の一部の変更をし する場合その他の主務省令で定める場合は、こ 種事業所の変更に関する計画を主務大臣に届け その名称及び代表者の氏名)及び住所、当該変 り、書面で、その者の氏名(法人にあつては、 ようとする者は、主務省令で定めるところによ 2

規定は前項の規定による届出があつた場合につをする場合について、同条第三項及び第四項の る計画」と読み替えるものとする。 更に係る第一種事業所の」と、同条第四項中 いて準用する。この場合において、同条第二項 「新設に関する計画」とあるのは「変更に関す 第五条第二項の規定は前項の規定による届出 「当該事業所の位置、」とあるのは「当該変

(新設等の計画に係る指示)

第八条 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一 災害が発生した場合における当該災害の拡大の において、当該新設等の計画の変更を指示する いう。)をするために必要と認められる範囲内 防止(以下「災害の発生の場合の拡大防止」と 減少に密接に関連するものを含む。)について、 ある場合には、当該第一種事業所に係る同項第 が、同項第三号の敷地面積の減少を伴うもので 掲げる事項に係る部分(当該変更に関する計画 内容のうち、第五条第一項第一号又は第二号に 等の届出をした者に対し、当該新設等の計画の 容が次のいずれかに該当するときは、当該新設 る計画(以下「新設等の計画」という。)の内 届出に係る第一種事業所の新設又は変更に関す いう。)があつた場合において、当該新設等の 項の規定による届出(以下「新設等の届出」と 一号又は第二号に掲げる事項で当該敷地面積の 6 5 4 等の届出が受理された日から三月以内にしなけり第一項又は第二項の規定による指示は、新設

生ずるおそれがあると認められること。 して、災害の発生の場合の拡大防止に支障を 状況を勘案し、主務省令で定める基準に照ら 形、当該第一種事業所の周囲の状況その他の 係、当該第一種事業所の敷地の面積及び地 第五条第一項第一号に掲げる各施設地区の |積又は配置が、当該各施設地区相互の関

生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれが主務省令で定める基準に照らして、災害の発 あると認められること。 地形及び周囲の状況その他の状況を勘案し、 設地区との関係、当該第一種事業所の敷地の 連絡道路の配置が、当該第一種事業所の各施 第五条第一項第二号に掲げる連絡導管又は

指示することができる。 ときは、当該届出に係る新設等の計画の廃止を があつた場合において、前項の規定による指示 関する計画が第五条第一項第三号の敷地面積の 減少のみを内容とするものであるものを除く。) 定による届出であつて、当該届出に係る変更に ての支障を除去することが困難であると認める によっては災害の発生の場合の拡大防止につい 主務大臣は、新設等の届出(前条第一項の規

3 二項において準用する場合を含む。)の規定に ときは、主務大臣に対し、当該指示をすることて、前二項の規定による指示を要すると認める を要請することができる。 より届出書の写しの送付を受けた場合におい 関係行政機関の長は、第五条第三項(前条第

指示をするときは、あらかじめ、関係行政機関・主務大臣は、第一項又は第二項の規定による の長に協議しなければならない。

があるときは、一月の範囲内において、前項のによる指示をすることができない合理的な理由 場合においては、新設等の届出をした者、関係 規定による期間を延長することができる。この の調査を行うため必要があるとき、その他同項前項の規定にかかわらず、主務大臣は、実地 延長する期間及びその期間を延長する理由を通 村長に対し、同項の規定による期間内に、その 行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町 の規定による期間内に第一項又は第二項の規定 知するものとする。

する前であつても、新設等の計画について災害 主務大臣は、第五項の規定による期間が経過

> 長、関係都道府県知事及び関係市町村長に通知した場合には当該指示の内容を関係行政機関の よる指示をしたとき、又は前項の規定による決 新設等の届出をした者に通知するものとする。 らかじめ関係行政機関の長に協議して、当該新 定をしたときは、遅滞なく、その旨及び指示を よる指示をしないことを決定し、その旨を当該 設等の計画について第一項又は第二項の規定に がないことが明らかであると認めたときは、あ するものとする。 主務大臣は、第一項若しくは第二項の規定に

(消防法等の許可との関係)

第九条 消防法第十一条第一項の規定による許可 による通知があつたときは、当該指示又は通知第一項の規定による指示又は同条第七項の規定 り同条第五項の規定による期間が延長されたと 四条第一項の規定による許可(以下「消防法等 又は高圧ガス保安法第五条第一項若しくは第十 許可をしてはならない。 があつた日。次条において「指示期間の満了等 きは、その延長後の期間)が満了する日(同条 五項の規定による期間(同条第六項の規定によ 防法等の許可の申請があつた場合には、前条第 出に係る第一種事業所又はその施設について消 おいて「許可権者」という。)は、新設等の届 臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条に の許可」という。)をする権限を有する総務大 に係る日」という。)までは、当該消防法等の

2 合において、次に掲げる場合に該当するとき 施設について消防法等の許可の申請があつた場 は、新設等の届出に係る第一種事業所又はその 第一項の規定による指示があつた場合におい 当該消防法等の許可をしてはならない。 当該届出に係る新設等の計画について前条

第二項の規定による指示があつた場合

3 条第一項及び第三項並びに第三十九条の二十二 ける当該第一種事業所の施設に関する消防法第 設について消防法等の許可が行われた場合にお 第一項の規定の適用については、これらの規定 十一条第五項本文並びに高圧ガス保安法第二十

の発生の場合の拡大防止に支障を生ずるおそれ 第十条 新設等の届出をした者は、指示期間の 了等に係る日までは、当該届出に係る第一種事 第一項の規定による届出に係る計画(当該計画 中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の 合の当該計画)」とする。 あつたときは、当該指示に従つて変更された場 十年法律第八十四号)第五条第一項又は第七条 準及び石油コンビナート等災害防止法(昭和 (実施の制限) について同法第八条第一項の規定による指示が

規定による許可に係る施設及び高圧ガス保安法 業所の新設又は変更(消防法第十一条第一項の

第十一条 ための施設(第十二条において「許可施設」と (新設等の確認) いう。)に係るものを除く。次条第一項にお 許可に係る同法第八条第一号に規定する製造の 第五条第一項又は第十四条第一項の規定による て同じ。)をしてはならない。

前項の規定に該当する場合のほか、許可権者

二 当該届出に係る新設等の計画について前条 適合していないと認めるとき。 該指示に従つて変更された場合の当該計画に

て、当該消防法等の許可の申請の内容が、当

新設等の届出に係る第一種事業所又はその施

けなければならない。 ときは、当該指示に従つて変更された場合の当 新設等の届出に係る新設等の計画(当該計画に 主務大臣に届け出て、当該新設又は変更が当該 係る第一種事業所の新設又は変更をしたとき ているかどうかについて、主務大臣の確認を受 該計画。次条第一号において同じ。)に適合し は、主務省令で定めるところにより、その旨を ついて第八条第一項の規定による指示があつた 新設等の届出をした者は、当該届出に

府県知事及び関係市町村長に通知するものとす きは、その結果を関係行政機関の長、関係都道 主務大臣は、前項の規定による確認をしたと

(使用停止命令)

事業所を設置している第一種事業者に対し、当第十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる第一種 第一種事業所の施設の全部又は一部の使用 防止をするために必要な範囲内において、当該 該各号に定める期間、災害の発生の場合の拡大 止を命ずることができる。

に適合したものとするために必要な措置が講く。) 当該第一種事業所を当該新設等の計画いない施設が許可施設のみである場合を除 じられるまでの間 ていない第一種事業所(当該計画に適合して 新設等の届出に係る新設等の計画に適合し

行われた第八条第二項の規定による指示に違 新設等の届出に係る新設等の計画について

復するまでの間(当該計画に係る施設が許可施設のみである(当該計画に係る施設が許可施設のみである反して新設又は変更をされた第一種事業所

三 第五条第一項の規定に違反して第一種事業所の新設に関する計画の届出をしないで新設所の新設に関する計画の届出をしないで新設が第八条第一項第一号又は第二号の主称いて「設置基準」という。)に適合していない第一種事業所当該第一種事業所に係る第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を設置基準に適合したものとするために必要を設置基準に適合したものとするために必要を設置基準に適合したものとするために必要を設置基準に適合したものとするために必要を設置基準に適合したものとするために必要な措置が講じられるまでの間

四 第七条第一項の規定に違反して第一種事業所の変更に関する計画の届出をしないで第五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項(当該変更が同項第一号又は第二号に掲げる事項である場合には、当該第一種事業所に係る同である場合には、当該第一種事業所に係る同である場合には、当該第一種事業所に係る同である場合には、当該第一種事業所に係る同である場合には、当該第一種事業所に係る同である場合には、当該第一種事業所に係る同である場合には、当該第一種事業所との場合には、当該第一種事業所との場合には、当該第一種事業所に適合したものとするために必要な措置が講覧に適合したものとするために必要な措置が講覧に適合したものとするために必要な措置が講覧に適合したものとするために必要な措置が講覧に違反して第一種事業所に適合したものとするために必要な措置が講覧を表示していない第一種事業所の規定に違反して第一種事業の表示している。

(氏名等の変更の届出)

第十三条 第一種事業者(第一種事業所に係るものに限るものとし、第五条第一項の規定によるのに限るものとし、第五条第一項の規定による者の氏名(法人にあつては、その名称又は代表その氏名(法人にあつては、その名称又は代表者の氏名)又は住所に変更があつたときは、遅れない。

(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の承継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の本継)(地位の

に係る第一種事業者の地位を承継する。受け、又は借り受けた者は、当該第一種事業所第十四条 第一種事業者から第一種事業所を譲り

当該第一種事業者の地位を承継する。は分割により第一種事業所を承継した法人は、続する法人若しくは合併により設立した法人又

け出なければならない。 継した者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届 が二項の規定により第一種事業者の地位を承

3

第三章 寺宅事業者こ系る災害予坊出があつた場合について準用する。 第五条第三項の規定は、前項の規定による届

(特定防災施設等) 第三章 特定事業者に係る災害予防出かあくた場合にくいて準月する

2 寺定事業者は、寺定方災布投等を投置したと、務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等、の特定事業者は、その特定事業所に、主

は、 ・ 特定事業者は、特定防災施設等を設置したと ・ 特定事業者は、特定防災施設等を設置したと ・ 特定事業者は、特定防災施設等を設置したと ・ 特定事業者は、特定防災施設等を設置したと ・ 特定事業者は、特定防災施設等を設置したと ・ 特定事業者は、特定防災施設等を設置したと ・ 特定事業者は、特定防災施設等を設置したと

ならない。
ならない。
特定事業者は、特定防災施設等について、主特定事業者は、特定防災施設等について、主

(自衛防災組織)

第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごと 第十六条 特定事業者は、その特定事業所ごと 自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務(以下「防災業務」という。)を行う。この場合に おいて、自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務又は職務を行うこととされている者で政令で定めるものが行 うこととされている者で政令で定めるものが行 さべき業務又は職務の遂行に協力しなければならない。

ならない。 ならない。 ならない。

う。)を備え付けなければならない。 具、資材又は設備(以下「防災資機材等」とい 来務を行うために必要な化学消防自動車、泡放 業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放 定めるところにより、当該自衛防災組織がその 定めるところにより、当該自衛防災組織がその

ればならない。 
村等の現況について、市町村長等に届け出なけり、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機り、その自衛防災組織の防災要員及び防災資機

6 市町村長等は、前項の規定による届出があつ6 市町村長等は、前項の規定による届出があって、当該届出の内容を政令でをときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令でをときは、遅滞なく、当該届出の内容を政令で

させなければならない。
第十七条 特定事業者は、その特定事業所ごと 第次管理者を選任し、自衛防災組織を統括

2 防災管理者は、当該特定事業所においてそのればならない。

3 第一種事業者は、当該第一種事業所における 第一種事業者は、当該第一種事業所における 第一種事業者は、当該第一種事業所における

災組織を統括させなければならない。業所内にいないときは、副防災管理者に自衛防業の大値を表する。

5 特定事業者は、その選任した防災管理者(第ればならない。

4

6 第一項又は第三項の規定により防災管理者又は副防災管理者を選任したときは、特定事業者で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(防災規程) があつた場合について準用する。 ・ 前条第六項の規定は、前項の規定による届出

第十八条 特定事業者は、主務省令で定めるとこり、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定め、市町村長関する事項について防災規程を定め、市町村長のより、自衛防災組織が行うべき防災業務に

(広域共同防災組織)

した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反

使

(共同防災組織) る届出があつた場合について準用する。 4 第十六条第六項の規定は、第一項の規定によ

第十九条 一の特別防災区域に所在する特定事業の一部を行わせるための共同防災組織を設置すの一部を行わせるための共同防災組織の業務のことができる。

3 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めると 災組織を設置したときは、主務省令で定めると い。届け出られた事項に変更があつたときも、い。届け出られた事項に変更があったときも、 1 第一項の特定事業者を代表する者は、共同防

政令で定める基準に従つて、防災要員を配置
 政令で定める基準に従つて、防災要員を配置
 政のが災資機材等を備え付けた共同防災組織に
 政のが第四項の規定によりその自衛防災組織に
 政のが第四項の規定によりその自衛防災組織に
 政のが第四項の規定によりの場合で定めるところにより減
 であるといできる。

5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第二項の共同なため必要があると認めるときは、第一項の特別では、災害の発生又は拡大を防止する。

第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届で、同条第六項の規定は第三項の規定は出があつた場合について、前条第三項の規定は出があつた場合について、前条第三項の規定は第三項の規定による届と、同条第六項の規定は第三項の規定による届の特えるものとする。

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区

務のうち政令で定めるものを行わせるための広 域的な共同防災組織(以下「広域共同防災組 | という。) を設置することができる。

2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定 道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなけ □ は、 □ ここでは、 □ では、 ばならない。

織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員 同防災規程を定めなければならない。 及び防災資機材等に関する事項について広域共 ころにより、その協議により、広域共同防災組 第一項の特定事業者は、主務省令で定めると 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共

らない。届け出られた事項に変更があつたとき 道府県知事等」という。)に届け出なければな あつては、主務大臣。以下この条において「都 区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合に 広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する同防災規程その他の事項を都道府県知事(当該 た防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共 るところにより、その防災要員の数、備え付け 同防災組織を設置したときは、主務省令で定め 同様とする。 2

七項において同じ。)に通知しなければならな場合にあつては、関係都道府県知事を含む。第 村長(広域共同防災組織に係る特定事業所が所係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町あつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関 在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる 都道府県知事等は、前項の規定による届出が

6 広域共同防災規程の変更を命ずることができ の特定事業者に対し、期間を定めて、第三項の 止するため必要があると認めるときは、第一項 都道府県知事等は、前項の規定により変更を 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防

かじめ、関係市町村長に協議しなければならな 第三項の規定により停止を命ずるときは、あら 命ずるとき及び次項において準用する第十八条

おいて、第十八条第三項中「市町村長等」とあ いる特定事業者について準用する。この場合に 条第四項の規定は広域共同防災組織を設置して による命令に違反した特定事業者について、前ついて、第十八条第三項の規定は第六項の規定 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織に 三 第十六条第一項、第三項又は第四項の規定

のは「第十九条の二第六項」と読み替えるもの るのは「都道府県知事等」と、「前項」とある とする。

## (経過措置)

第二十条 一の地域が特別防災区域となつた際現 間が経過する日までは、適用しない。 別防災区域となつた日から当該各号に定める期 設のための工事をしている者を含む。)につい 種事業者(当該地域において第一種事業所の新 にその地域に所在する第一種事業所に係る第一 ては、次の各号に掲げる規定は、当該地域が特

定中政令で定める特定防災施設等の設置に係第十五条第一項の規定 一年間(同項の規 る部分については、二年を超えない範囲内で 政令で定める期間)

Ŧi.

二 第十六条の規定 一年間(同条の規定中政 令で定める防災資機材等の備付けに係る部分 定める期間) については、三年を超えない範囲内で政令で 2

当該第二種事業所を設置している第二種事業者 のは、「当該指定の日」と読み替えるものとす 「当該地域が特別防災区域となつた日」とある について準用する。この場合において、同項中 前項の規定は、第二種事業所の指定の際現に 第十七条及び第十八条の規定 一年間

### (定期報告)

第二十条の二 特定事業者は、一年を下らない主 市町村長等に報告しなければならない。 ところにより、防災業務の実施の状況について 務省令で定める期間ごとに、主務省令で定める (措置命令及び使用停止命令)

定事業者に対し、期間を定めて、当該各号に定第二十一条 市町村長等は、次の各号に掲げる特 める措置を行うことを命ずることができる。 主務省令で定める基準に従つて設置し、又は 災施設等を同項に規定する主務省令で定める 定事業者 特定防災施設等を同項に規定する 基準に従つて設置し、又は維持していない特 第十五条第一項の規定に違反して、特定防

規定による点検を行わず、又は点検記録を作二 第十五条第三項の規定に違反して、同項の 検記録を作成し、これを保存すること。 事業者 同項の規定による点検を行つて、点 成せず、若しくはこれを保存していない特定

に違反して、自衛防災組織を設置せず、

又は

備え付けること。 若しくは第四項若しくは第十九条第四項(第 防災資機材等を備え付けていない特定事業 自衛防災組織に防災要員を置かず、若しくは に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を む。) に定めるところにより、自衛防災組織 十九条の二第八項において準用する場合を含 自衛防災組織を設置し、又は同条第三項

理者を選任すること。 いない特定事業者 防災管理者又は副防災管 て、防災管理者又は副防災管理者を選任して

程を作成していない特定事業者

に特に必要があると認めるときは、必要な限度 事業者の防災業務の適正な運営を確保するため において、当該特定事業者に対し、期間を定め て、防災業務の運営の改善に必要な措置をとる 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定

3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定によ 項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二 る。この場合において、第十八条第三項中「前 る命令に違反した特定事業者について準用す 項」と読み替えるものとする。

第二十二条 一の特別防災区域に所在する特定事 業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項 (石油コンビナート等特別防災区域協議会)

防止に関する自主基準の作成 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の

三 当該特定事業所の職員に対する災害の発生

第四章 災害に関する応急措置

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生を統括管理する者は、当該特定事業所における 長の指定する場所に通報しなければならない めるところにより、その旨を消防署又は市町村 は、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定 について通報を受け、又は自ら発見したとき

2 (自衛防災組織等の災害応急措置) 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受け

第十七条第一項又は第三項の規定に違反し

作成すること。 第十八条第一項の規定に違反して、 防災規程を 防災規

べきことを命ずることができる。

を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会

を置くように努めなければならない。

二 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の

又は拡大の防止に関する教育の共同実施 共同防災訓練の実施

(異常現象の通報義務)

関その他の関係機関に通報しなければならな 計画の定めるところにより、その旨を石油コン た場合には、直ちに、石油コンビナート等防災 ビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機

第二十四条 特定事業者は、その特定事業所にお な措置を行わせなければならない。 組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災 計画の定めるところにより、当該特定事業所の 広域共同防災規程及び石油コンビナート等防災 たときは、直ちに、防災規程、共同防災規程、 いて前条第一項に規定する異常な現象が発生し

ける災害の拡大の防止に協力しなければならな 衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所にお 画の定めるところにより、その特定事業所の自 他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計 前項の特定事業所が所在する特別防災区域

(情報提供の要求)

第二十四条の二 災害の現場においては、 提供を求めることができる。 存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は 条において同じ。)の職員は、特定事業所にお 町村(特別区の存する区域においては、都。次 長(特別区の存する区域においては、都知事。 次条において同じ。)又はその委任を受けた市 いてその事業の実施を統括管理する者に対 人命の救助のため必要な事項について、情報 て、当該特定事業所の構造、救助を要する者の

(自衛防災組織等に対する指示)

第二十五条 市町村長又は関係管区海上保安本部 共同防災組織に指示をすることができる。 ときは、自衛防災組織、共同防災組織又は広域 ための措置の実施について必要があると認める の事務所の長は、災害の発生又は拡大の防止

域からの退去に関する指示について、同項に規 管区海上保安本部の事務所の長の職権を行う海 若しくはその委任を受けて同項に規定する関係 の職員及び関係管区海上保安本部の事務所の長 区域への立入りの制限若しくは禁止又は当該区 から要求があつたときは、人命の救助、 上保安官が現場にいないとき、又はこれらの者 て前項に規定する市町村長の職権を行う市町 警察官は、市町村長若しくはその委任を受け 村

務所の長の職権を行うことができる。 定する市町村長又は関係管区海上保安本部の事

(昭和二十三年法律第百二十号)第九条に規定第二十六条 特定地方行政機関(国家行政組織法 下同じ。)の長、都道府県知事、市町村長、特地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以する国の行政機関の地方支分部局その他の国の 次報告しなければならない。 ころにより、石油コンビナート等防災本部に逐 いて、石油コンビナート等防災計画の定めると た災害の状況及びその実施した措置の概要につ 要な措置を実施する責任を有する者は、発生し 定事業者その他法令の規定により特別防災区域 に係る災害の発生又は拡大を防止するために必 3 2

(石油コンビナート等防災本部) 第五章 防災に関する組織及び計

第二十七条 特別防災区域が所在する都道府県 本部」という。)を置く。 に、石油コンビナート等防災本部(以下「防災 5

は、前項の規定にかかわらず、防災本部を置か当するもののみが所在する都道府県において ないことができる。 特別防災区域であつて、第二条第二号ハに該

事務をつかさどる。 大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをい る特別防災区域に係る防災(災害の発生及び拡 防災本部は、当該都道府県の区域内に所在す 以下この章において同じ。)に関し、 次の

びその実施を推進すること。 石油コンビナート等防災計画を作成し、 及

三 防災に関する情報を収集し、これを関係者 一 防災に関する調査研究を推進すること。 に伝達すること。

防災区域内の防災上重要な施設の管理者(第特定事業所に係る特定事業者その他当該特別 都道府県の区域内の特別防災区域に所在する当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該 県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関1 災害が発生した場合において、当該都道府 調整を行うこと 施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡 が石油コンビナート等防災計画に基づいて実 三十一条において「関係機関等」という。) する指定地方公共機関をいう。以下同じ。)、 規定する指定公共機関及び同条第六号に規定 係公共機関(災害対策基本法第二条第五号に 6

Ŧi. て、災害応急対策の実施に関し必要な指示を 石油コンビナート等現地防災本部に対し

絡を行い、及び他の都道府県との連絡調整を 行うこと。 災害が発生した場合において、国の行政機 (関係特定地方行政機関を除く。) との連

(防災本部の組織) 要な事項の実施を推進すること。 その他特別防災区域に係る防災に関する重

第二十八条防災本部は、 つて組織する。 本部長及び本部員をも

本部長は、当該防災本部を設置する都道府県

の知事をもつて充てる。

指名する本部員がその職務を代理する。 本部長に事故があるときは、あらかじめその 本部長は、防災本部の事務を総括する。

4

本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。 機関の長又はその指名する職員 区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政 当該都道府県の区域内に所在する特別防災

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊 の方面総監又はその指名する部隊若しくは機

三 警視総監又は当該道府県の道府県警察本

ちから指名する者 当該都道府県の知事がその部内の職員のう

の区域内に特別防災区域が所在する市町村の 当該都道府県の区域内の市町村のうち、そ

Ŧi.

t 部を置かない市町村にあつては、消防団長) 県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必定する市町村を除く。)のうち、当該都道府 区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業 要と認めて指定する市町村の市町村長 当該都道府県の区域内の市町村(前号に規 当該都道府県の区域内に所在する特別防災 前二号に規定する市町村の消防長(消防本

任命する者 所に係る特定事業者を代表する者 その他当該都道府県の知事が必要と認めて

専門員を置くことができる 防災本部に、専門の事項を調査させるため、

7 道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市 町村の職員、 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都 関係公共機関の職員、関係特定事

業所の職員及び学識経験のある者のうちから、 当該都道府県の知事が任命する。

は、適任と認める職員を派遣しなければならな るときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有 害の応急対策の実施について必要があると認め とができる。この場合において、消防庁長官 する職員を防災本部に派遣するよう要請するこ 本部長は、特別防災区域において発生した災

9 準に従つて当該都道府県の条例で定める。 及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基 (石油コンビナート等現地防災本部) 前各項に定めるもののほか、防災本部の組織

第二十九条 防災本部の本部長は、特別防災区域 急に統一的な防災活動を実施するため特別の必 る場合において、当該特別防災区域において緊 う。)を設置することができる。 防災計画の定めるところにより、石油コンビナ 要があると認めるときは、石油コンビナート等 に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあ ート等現地防災本部(以下「現地本部」とい

2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をも つて組織する。

五四

4 行う。 コンビナート等防災計画の定めるところによ から本部長が指名する者をもつて充てる。 活動の実施について、防災本部の事務の一部を り、当該特別防災区域に係る災害に関する防災 現地本部は、防災本部の指示を受けて、石油 現地本部長及び現地本部員は、本部員のうち

(防災本部の協議会)

第三十条 一の特別防災区域が二以上の都府県に その実施を推進するため、これらの都府県は、 議会を設置しないことができる。 協議により規約を定め、当該特別防災区域に関 に係る石油コンビナート等防災計画を作成し、 わたつて所在する場合には、当該特別防災区域 ハに該当するものである場合は、防災本部の協 い。ただし、当該特別防災区域が第二条第二号 防災本部の協議会を設置しなければならな

2 定める。 防災本部の協議会に関し必要な事項は、 前項の防災本部の協議会の組織、運営その他 政令で

(石油コンビナート等防災計画)

第三十一条 防災本部及びその協議会は、 別防災区域(防災本部の協議会にあつては、 道府県の区域内にその全部の区域が含まれる特に一条 防災本部及びその協議会は、当該都 当

> 画に抵触するものであつてはならない。 条第十号イに規定する都道府県地域防災計画及 計画、同条第九号に規定する防災業務計画、同 害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本 ると認めるときは、これを修正しなければなら 該協議会を設置した二以上の都府県にわたつて び同号ハに規定する都道府県相互間地域防災計 ない。この場合において、当該防災計画は、災 作成し、及び毎年これに検討を加え、必要があ ト等防災計画(以下「防災計画」という。)を 所在する特別防災区域)に係る石油コンビナー

係る防災に関し、次に掲げる事項について定め るものとする。 防災計画においては、前項の特別防災区域に

関係機関等の処理すべき事務又は業務の

二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び 配置等に関すること。
防災に関する事務又は業務に従事する職員の

の職員の防災教育及び防災訓練に関するこ 特定事業所の職員及びその他の関係機関等

災害の想定に関すること。

材の設置、維持、備蓄、

調達、

防災のための施設、設備、

機械器具及び資 輸送等に関す

特定事業者間の相互応援に関すること。

ること。

場合における情報の収集及び伝達並びに広報 に関すること。 災害が発生し、又は発生するおそれがある

八 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同 防災組織の活動の基準に関すること。

九 現地本部の設置及びその業務の実施に関す ること

関すること。 の事故による災害に対する応急措置の実施に 火事、 爆発、 石油等の漏洩又は流出その他

る災害に対する応急措置の実施に関するこ 地震、津波その他の異常な自然現象によ

十二 災害時における避難、交通の規制、 区域の設定等に関すること。

3 に係る防災に関し、前項各号に掲げる事項の 十三 災害時における関係機関等以外の地方公 防災計画においては、第一項の特別防災区域 共団体等に対する応援要請に関すること。 ほ

か、次に掲げる事項について定めるよう努める のとする。

すること 特別防災区域内の公共施設の災害復旧に関 防災に関する調査研究に関すること。

復旧に関すること。 その他災害の予防、 災害応急対策及び災害

活動及び広報活動を行うよう努めるものとす 関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発 防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する 評価を行うとともに、これらの結果に関して、 響について科学的知見に基づく調査、予測及び ときは、災害の発生のおそれ及び災害による影 より防災計画を作成し、又は修正しようとする 防災本部及びその協議会は、第一項の規定に

5 大臣に提出するとともに、その要旨を公表しな 当該防災計画又は当該修正した防災計画を主務 より防災計画を作成し、又は修正したときは、 防災本部及びその協議会は、第一項の規定に

(災害対策基本法等との関係)

第三十二条 災害対策基本法第二条第十号イから 府県の区域内に所在するものを除く。次項にお 規定により防災本部を置かないこととする都道 用については、これらの規定に規定する地域又 いて同じ。)を含まないものとする。 は区域は、特別防災区域(第二十七条第二項の 項並びに第十八条第二項及び第三項の規定の適 三年法律第七十三号)第十七条第七項及び第八 項並びに大規模地震対策特別措置法(昭和五十 二項、第四十三条第一項並びに第四十四条第一 条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第 条の二第一項、第四項各号及び第六項、第四十 七項において準用する場合を含む。)、第二十三 号、第六項及び第七項(同法第二十三条の二第 十七条第一項、第二十三条第一項、第四項各 ニまで、第十四条第二項、第十六条第一項、第 2

定する石油コンビナート等防災計画(以下「石 同法第三条第四項中「この法律の規定による都 災区域については、同法第三十一条第一項に規 八十四号)第三十二条第一項に規定する特別防 コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第 げるもの」とあるのは「次に掲げるもの(石油 適用については、同法第二条第十号中「次に掲 特別防災区域に係る災害対策基本法の規定の コンビナート等防災計画」という。))」と、 2

ンビナート等防災本部又はこれらの」と、同法 とあるのは「都道府県防災会議若しくは石油コ 道府県」とあるのは「都道府県」と、同法第六 は 第五十八条中「市町村地域防災計画」とあるの は本部長」と、「都道府県防災会議又はその」 第四十五条中「会長」とあるのは「会長若しく 画又は石油コンビナート等防災計画」と、同法 防災計画」とあるのは「、都道府県地域防災計 部」と、同法第四十一条中「又は都道府県地域 道府県防災会議、石油コンビナート等防災本 十一条中「都道府県防災会議」とあるのは「都 ンビナート等防災本部の協議会」と、同法第二 あるのは「都道府県防災会議の協議会、石油コ 。)又は」と、「都道府県防災会議の協議会」と 第一項に規定する石油コンビナート等防災本部 県防災会議又は」とあるのは「都道府県防災会 のは「国」と、同法第十三条第二項中「都道府 条第一項中「この法律の規定による国」とある (以下「石油コンビナート等防災本部」という 「石油コンビナート等防災計画」とする。 石油コンビナート等災害防止法第二十七条 3

(設置計画の作成等) 第六章 緑地等の設置

における災害がその周辺の地域に及ぶことを防第三十三条 地方公共団体の長は、特別防災区域 う。)を設置しようとするときは、政令で定め とする。 法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第 るところにより、関係地方公共団体の長(港湾 類する政令で定める施設(以下「緑地等」とい 止するための緩衝地帯として緑地その他これに 一項の港務局の委員長を含む。)の意見を聴い て、緑地等の設置に関する計画を作成するもの 3

画を作成しようとするときは、あらかじめ主務 大臣に協議しなければならない。 前項の規定により、緑地等の設置に関する計

(第一種事業者に係る費用の負担等)

第三十四条 地方公共団体は、前条の計画に基づ 業者となることが確実と認められる者を含む。 ところにより、当該緑地等の設置に要する費用 以下同じ。)に負担させることができる。 を、当該計画に係る特別防災区域に所在する第 額(以下この条において「負担総額」という。) で政令で定めるものの額の三分の一に相当する いて緑地等の設置をするときは、政令で定める 種事業所に係る第一種事業者(当該第一種事

負担させる負担金 前項の緑地等の設置につき各第一種事業者に (以下「事業者負担金」とい

における災害の周辺地域への影響の程度その他圧ガスの処理量を基準とし、当該第一種事業所 う。)の額は、各第一種事業者について、当該 する第一種事業所の石油の貯蔵・取扱量及び高 第一種事業者に係る同項の特別防災区域に所在 分した額とする。 政令で定める条件を勘案して、負担総額を配

4 事項を通知しなければならない。 業者負担金の額を変更する必要が生じたとき 者負担金の額及び納付すべき期限その他必要な 業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業 者又は負担総額に変更があつたとき、その他事 者負担金の額を定めた後、第一項の第一種事業 は、事業者負担金の額を変更して、各第一種事 地方公共団体の長は、前項の規定により事業

第三十五条 事業者負担金を納付しない第一種事 ければならない。 業者があるときは、地方公共団体の長は、督促 状によつて納付すべき期限を指定して督促しな

2 とができる。 した額を超えない範囲内の延滞金を徴収するこ は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算 前項の場合においては、地方公共団体の長

延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に 額を納付しない場合においては、地方公共団体 次ぐものとする。 ができる。この場合における事業者負担金及び 定する事業者負担金及び延滞金を徴収すること の長は、国税滞納処分の例により、前二項に規 者がその指定する期限までにその納付すべき金 第一項の規定による督促を受けた第一種事業

延滞金は、事業者負担金に先立つものとす

4

(財政上の特別措置)

第三十六条 地方公共団体が第三十三条の計画に の一を補助することができる。ただし、当該緑かかわらず、国は、予算の範囲内で、その二分 公共団体の経費については、他の法令の規定に 基づいて実施する緑地等の設置に係る当該地方 地等の設置につき適用される他の法令の規定に

2 たものに係る元利償還に要する経費は、地方交 要とする経費に係る地方債で主務大臣が指定し よる国の補助の割合が二分の一を超えるとき 付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定 ては、当該他の法令の定めるところによる。 は、当該経費についての国の補助の割合につ 前項の緑地等の設置につき地方公共団体が必

限その他必要な事項を通知しなければならな 納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期 めたときは、各第一種事業者に対し、その者が 一種事業者の負担すべき事業者負担金の額を定 地方公共団体の長は、前項の規定により各第 第三十七条 この章に規定するもののほか、事業 財政需要額に算入するものとする。 交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準 めるところにより、当該地方公共団体に対して (政令への委任)

(強制徴収)

第三十八条 主務大臣は、第二条第二号の区域を 指定する政令の制定又は改正の立案をしようと 要な事項は、政令で定める。 補助することとなる額の算定及び交付に関し必 納付の方法並びに前条第一項の規定により国が するときは、関係都道府県知事及び関係市町 者負担金の額の決定及び変更、事業者負担 (特別防災区域の指定) 金

第三十九条 主務大臣、都道府県知事又は市町 めるときは、特定事業者に対し、その業務に関長は、この法律を施行するため必要があると認 (立入検査) し、報告をさせることができる。 (報告の徴収)

長の意見を聴かなければならない

第四十条 主務大臣、都道府県知事又は市町村長 帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関 るときは、その職員に、特定事業所に立ち入 り、当該特定事業所に係る特定事業者の施設、 は、この法律を施行するため必要があると認め

2 の身分を証する証明書を携帯し、 しなければならない。 係者に質問させることができる。 前項の規定により立入検査をする職員は、そ 関係者に提示

は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し てはならない。 第一項の規定による立入検査及び質問の権限

、都道府県知事への報告等)

第四十一条 市町村長(特別区の区長並びに消 第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の 第一種事業所(地方自治法(昭和二十二年法律 除く。)は、この法律又は消防法の規定により、 本部及び消防署を置かない市町村の市町村長を 定都市の長が高圧ガス保安法第七十九条の三の 指

ばならない。 をしたときは、主務省令で定めるところによ の受理、許可、命令その他の政令で定める行為 ものを除く。次項において同じ。)に係る届出 する事務のいずれも処理することとされている 規定により当該第一種事業所に係る同条に規定 その旨を関係都道府県知事に報告しなけれ

2 務省令で定めるところにより、その旨を前項の 市町村長に通知しなければならない。 令その他の政令で定める行為をしたときは、主 都道府県知事は、高圧ガス保安法の規定によ 第一種事業所に係る届出の受理、許可、 命

ることができる。 事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請す ぞれ、第一項の市町村長又は前項の都道府県知 防止するため必要があると認めるときは、それ は、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を 事又は前項の規定による通知を受けた市町村長 第一項の規定による報告を受けた都道府県知

(緊急時の主務大臣の指示)

第四十一条の二 主務大臣は、石油コンビナート ができる。 政令で定めるものの処理について指示すること 知事又は市町村長の権限に属する事務のうち、 市町村長に対し、この法律に規定する都道府県 政令で定めるところにより、都道府県知事又は 止等のため緊急の必要があると認めるときは、 等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防

第四十二条 国は、特定事業者がこの法律に基づ 他の援助に努めるものとする。 発生及び拡大の防止に関する技術的な助言その 又は改善につき必要な資金のあつせん、災害のいて行うべき防災のための施設又は設備の設置 (国の援助) 2

(消防法との関係)

第四十三条 で定める特定事業所については、 (適用除外 消防法第十四条の四の規定は、政令 適用しない。

第四十四条 第二十五条の規定は、国の機関が設 置する自衛防災組織については、 適用しない

第四十五条 り、手数料を納めなければならない。 受けようとする者は、政令で定めるところによ (主務大臣等) 第十一条第一項の規定による確認を

第四十六条 この法律における主務大臣は、 とおりとする 次の

出、第五条第一項若しくは第八条第一項の基 項若しくは第十一条第一項の規定による届 業大臣 関する事項については、総務大臣及び経済産 質問又は第四十一条の二の規定による指示に 四十条第一項の規定による立入検査若しくは 定による協議、同条第六項の規定による期間 規定による意見の聴取、第八条第一項若しく 用する場合を含む。)若しくは第三十八条の 第五項の規定により提出される防災計画の受 認、第十二条の規定による命令、第三十一条 定による通知、同条第一項の規定による確 知、同条第八項若しくは第十一条第二項の規 の延長、同条第七項の規定による決定及び通 は第二項の規定による指示、同条第四項の規 付、第五条第四項(第七条第二項において準 いて準用する場合を含む。)の規定による送 第五条第三項(第六条第二項、第七条第二 る届出の受理(要請を受けることを含む。)、 条第一項若しくは第十四条第三項の規定によ 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一 第三十九条の規定による報告の徴収、第 第十三条第二項及び第十四条第四項にお 第八条第三項、第十一条第一項、第十三

二 第十九条の二第二項の規定による意見の聴 定による指定に関する事項については、 三項の規定による命令、第十九条の二第七項 の規定による協議又は第三十六条第二項の規 くは同条第八項において準用する第十八条第 条第五項の規定による通知、同条第六項若し 取、同条第四項の規定による届出の受理、 同

Ξ この法律における主務省令は、次のとおりと る事項については、国土交通大臣 第三十三条第二項の規定による協議に関す

二 第五条第一項、第六条第一項、第七条第一 る報告に関する事項については、総務省令 条の二若しくは第四十一条第一項の規定によ 条の二第三項の広域共同防災規程又は第二十 程、第十九条第二項の共同防災規程、第十九 の規定による届出、第十八条第一項の防災規 第十九条第三項若しくは第十九条の二第四項 出及び検査、同条第三項の規定による点検及 条第一項の基準、同条第二項の規定による届 び記録、第十六条第五項、第十七条第六項、 第二条第十号の施設若しくは設備、第十五

> 条第二項において準用する場合を含む。)の 書類に関する事項については、総務省令・経 準又は第五条第二項(第六条第二項及び第七 済産業省令

三 第四十一条第二項の規定による通知に関 る事項については、経済産業省令

第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定 則に関する経過措置を含む。)を定めることが断される範囲内において、所要の経過措置(罰 で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判 できる。 (経過措置の命令への委任) 又は改廃する場合においては、その命令

(権限の委任)

第四十八条 第三十三条第二項に規定する国土交 通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところ 北海道開発局長に委任することができる。 により、その全部又は一部を地方整備局長又は 第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者 は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金 に処し、又はこれを併科する。

三 第十八条第三項(第十九条第六項、第十九 二 第十二条の規定による命令に違反した者 準用する場合を含む。)の規定による命令に 条の二第八項又は第二十一条第三項において る届出をせず、又は虚偽の届出をした者 第五条第一項又は第七条第一項の規定によ

せず、又は虚偽の情報を提供した者 求められて、正当な理由がなく情報の提供を 第二十四条の二の規定による情報の提供を

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に 第六条第一項の規定による届出をせず、 又

よる確認若しくは検査を拒み、妨げ、 規定による届出をせず、又はこれらの規定に は忌避した者 第十一条第一項若しくは第十五条第二項の 若しく

二 第十三条第一項、第十四条第三項、第十六 出をせず、又は虚偽の届出をした者 条第五項又は第十七条第六項の規定による届

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による 報告をせず、又は虚偽の報告をした者 第二十三条第一項の規定に違反して通報し

なかつた者

五 第四十条第一項の規定による立入り若しく 質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答 弁をした者 は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の 対して、各本条の罰金刑を科する。 きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたと 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又 則 抄

違反した者

処し、又はこれを併科する。

は虚偽の届出をした者 第十条の規定に違反した者

|第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者 第二項の規定による命令に違反した者 条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは 第十八条第二項、第十九条第五項、第十九

は、 三十万円以下の罰金に処する。

(施行期日等)

えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して六月を超

分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五年の規定は、昭和五十一年度 り越したものについては、なお従前の例によ 十年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に繰

七号) 附 則 抄 (昭和五一年五月二九日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの は第七条第一項の規定に違反してされたこれら コンビナート等災害防止法第五条第一項若しく 法律の施行後に消防法第十一条第一項又は石油 いては、なお従前の例による。 行前に開始されたものに対する罰則の適用につ 置、新設又は変更のための工事がこの法律の施 の規定に規定する設置、新設又は変更で当該設

#### 三号) 附 則 抄 (昭和五三年六月一五日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 公布の日から起算して六月 こから

# 則 (平成六年六月二四日法律第四二

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して九月

### 二号) 則 抄 (平成七年一二月八日法律第一三

号)抄

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 則 (平成八年三月三一日法律第一 四

第一条 この法律は、 する。 附 則 平成九年四月一日から施

# 0号) 抄 (平成一一年五月二一日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日か は、当該各号に定める日から施行する。 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

部分に限る。)の規定 六十四号)第十八条第一項の改正規定中「第 項」に改める部分に限る。)、第三十条及び第 規定中「第二条第十項」を「第二条第十二 年法律第九十八号)第二十一条第一項の改正 る。)、第二十六条(騒音規制法(昭和四十三 項」を「第二条第十二項」に改める部分に限 第二十七条第二項の改正規定中「第二条第十 汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号) まで、第十九条(租税特別措置法(昭和三十 三十一条(振動規制法(昭和五十一年法律第 三号の改正規定及び第五十七条の八第一項第 て六月を超えない範囲内において政令で定め 二条第十項」を「第二条第十二項」に改める 三号の改正規定に限る。)、第二十五条(大気 一年法律第二十六号)第二十条の六第一項第 第二条の規定並びに附則第八条から第十条 公布の日から起算し

## 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 は、当から施 2

第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 節名並びに二款及び款名を加える改正規

> 百二条の規定 条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に (両議院の同意を得ることに係る部分に限る (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 第八条及び第十七条の改正規定に係る部 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許附則第百六十三条において同じ。)の施行前に それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 この法律の施行の日においてこれらの行為に係 されている許可等の申請その他の行為(以下こ 規定については、当該各規定。以下この条及び 除き、この法律の施行の日以後における改正後 む。) の経過措置に関する規定に定めるものを 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも の条において「申請等の行為」という。)で、 の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において の行為又は申請等の行為とみなす。 のそれぞれの法律の適用については、改正後の 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行 (処分、申請等に関する経過措置)

報告、届出、 の規定により国又は地方公共団体の機関に対し この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 提出その他の手続をしなければな

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 それぞれの法律の規定を適用する。 ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの 続がされていないものについては、この法律及 (不服申立てに関する経過措置)

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされ る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 おいて、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に 下この条において「上級行政庁」という。)が であった行政庁とする。 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 あったものについての同法による不服申立てに ついては、施行日以後においても、当該処分庁 当該処分庁の上級行政庁とみなされる

第百六十二条 施行日前においてこの法律による 料については、この法律及びこれに基づく政令 含む。)の規定により納付すべきであった手数 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例 (手数料に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例によ (その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、

政令で定める。

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、 (検討) で

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの び新地方自治法に基づく政令に示すものにつ ては、地方分権を推進する観点から検討を加

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 公布の日 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

附則 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日) 号) 抄

1 行する。 (平成十二年法律第九十号) の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

四号) 附 則 抄 (平成一五年六月一八日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

四条を加える改正規定、同法第十七条の三の 条第七項、第五条の二、第八条の二の三、第一第二条中消防法目次の改正規定、同法第二 条の十四、第二十一条の三、第二十一条の七 第十七条の二の五とし、同法第十七条の次に 条及び第十七条の二の改正規定、同条を同法 十条、第十一条の四、第十三条の三、第十七 から第二十一条の十一まで、第二十一条の十 十七条の十から第十七条の十二まで、第十七 二から第十七条の五まで、第十七条の八、第

四十六条の四を同法第四十六条の五とし、同四十六条の二及び第四十六条の六とし、同法第四十六条の二及び第四十六条の五の改正規立、第四十三条の五、第四十四条第八号、第六、第四十三条の五、第四十四条第四十一条、第四十一条の 名の改正規定、同法第二十一条の四十五及びとする改正規定、同法第四章の二第四節の節法第四章の二第三節を同法第四章の三第一節とする改正規定、同法第四章の三第一節の改正規定、同法第二十一条の十七、第二十一条の 算して一年を超えない範囲内において政令で 表の次に二表を加える改正規定並びに附則第 改正規定、同法別表を同法別表第一とし、同 法第四十六条の三を同法第四十六条の四と 章の二第四節を同法第四章の三第二節とする五十から第二十一条の五十七まで、同法第四 の四十八とし、同法第二十一条の四十六の次の四十七の改正規定、同条を同法第二十一条 条の四十九とする改正規定、同法第二十一条 条の四十八の改正規定、同条を同法第二十一 第二十一条の四十六の改正規定、 定める日 六条から第八条までの規定 公布の日から起 五及び第二十一条の十六の改正規定、同法第 条の四十九を削る改正規定、同法第二十一 5、同法第四十六条の二の次に一条を加える 一十一条の十六の六の次に章名を付する改正 一条を加える改正規定、同法第二十一条の 同法第二十

## 附 則 抄 (平成一五年六月一八日法律第九

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 第五十三条の規定 平成十六年四月一日項」に改める部分に限る。)、第五十二条及び「第二条第十二項」を「第二条第十三 第九条第五項、第十二条から第十四条まで、 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、 第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五 |第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

## 号) 抄 則 (平成一六年六月二日法律第六五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

> る。)、同法第四十九条第三号の改正規定(同の広域共同防災規程又は」に改める部分に限 限る。)、同法第二十七条第三項第六号及び第 組織又は広域共同防災組織」に改める部分に 政令で定める日 起算して一年六月を超えない範囲内において 第五十条第三号の改正規定(同法第十九条の 八条第三項に係る部分に限る。) 並びに同法 法第十九条の二第八項において準用する第十 部分及び「又は」を「、第十九条の二第三項 条の二第四項の規定による届出、」に改める (「の規定による届出、」を「若しくは第十九 定、同法第四十六条第二項第一号の改正規定 号とし、第一号の次に一号を加える改正規 十六条第一項中第三号を削り、第二号を第三 三十一条第二項第九号の改正規定、同法第四 規定(「又は共同防災組織」を「、共同防災 項の改正規定、同法第二十五条第一項の改正 第二十一条第一項第三号及び第二十四条第一 第十九条の次に一条を加える改正規定、同法 災害防止法第十六条第四項の改正規定、同法 改正規定並びに第二条中石油コンビナート等 二第六項に係る部分に限る。) 公布の日から 第一条中消防法第九条の三に一項を加える

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 対する罰則の適用については、 よる。 については、当該規定)の施行前にした行為に (経過措置の政令への委任) なお従前の例に

第四条 施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過 措置を含む。)は、政令で定める。 前二条に定めるもののほか、この法律の

号 則 (平成一八年六月七日法律第五三

(施行期日)

行する。 附 号) 抄 則 (平成二三年三月三一日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 平成二十三年四月一日 から

附 則 (平成二三年五月二日法律第三七

第一条 この法律は、 (施行期日) 抄 公布の日から施行する。

第七十八条第一項から第六項まで及び第七十

(罰則に関する経過措置)

(昭和四十年法律第三十

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる 為に対する罰則の適用については、なお従前 規定にあっては、当該規定)の施行前にした行 例による。

(政令への委任)

第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則 三十六条に規定するもののほか、この法律の施 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 則 (平成二四年六月二七日法律第四

(施行期日)

号)

第一条 この法律は、 (政令への委任) 公布の日から施行する。

|第八条 この法律の施行に関し必要な経過措 は、 政令で定める。 (平成二七年六月二四日法律第四

七号)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 (施行期日) 一から四まで

項項、 条、第三十八条、第四十一条(第四項を除第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七 条から第十五条まで、第十七条、第二十条、 条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六 条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中 第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条 第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一 条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び ら第三十一条まで、第三十三条、第三十四 第二十八条 (第五項を除く。)、第二十九条か 第二十三条から第二十五条まで、第二十七条 第二十一条、第二十二条(第六項を除く。)、 除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二 号)第三百四十九条の三第三項及び第七百 (第四号から第六号までに係る部分に限る。)、 く。)、第四十二条、第四十三条、第四十五条 に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八 (第四号から第六号までに係る部分に限る。) (附則第二十四条第一項に係る部分に限る。)、 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を 第二十五条、第二十八条第一項及び第二 第二十九条第一項、第三十条第一項及び

る日 税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進 「電力量調整供給」に改める部分に限る。)並第三号イの改正規定(「発電量調整供給」を 録免許税法別表第一第百一号の改正規定及び 号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登 号) 第四十五条第一項の改正規定(同項第二 六月を超えない範囲内において政令で定め 九十七条の規定 公布の日から起算して二年 同表第百四号(八)の改正規定、附則第八十 九条から第八十二条までの規定、附則第八十 びに附則第九十条から第九十五条まで及び第 三条中法人税法

0号) 附 則 抄 (平成二七年六月二六日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 から四まで 略

五 第十二条の規定及び附則第十一条の規定 平成三十年四月一日 則 (令和二年六月一二日法律第四

|第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行(施行期日)

各号に定める日から施行する。 第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法 正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正 一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第 条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七 を「第三十四条の二」に改める部分に限る。) 三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」 命令等」を「災害等への対応」に、「第三十 気事業者」を「電気事業者等の」に、「供 規定、同法第百十九条第九号の改正規定及び 節第六款中第三十四条を第三十四条の二とす 三十一条の前に見出しを付する改正規定、同 規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第 、同法第二十六条の次に二条を加える改正規 同法第百二十条第四号の改正規定、第五条 第一条中電気事業法目次の改正規定(「電

第九条から第十二条まで及び第二十八条の規 る部分に限る。) 及び同法附則第二十三条第 法律附則第十六条第四項の改正規定(「第六 びに第六条中電気事業法等の一部を改正する 規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並 三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、 十六条の十一」を「第六十六条の十」に改め 公布の日

# 則 (令和四年六月一七日法律第六八

#### 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 該各号に定める日から施行する。 (施行期日) 第五百九条の規定 公布の日 号 附 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 六月を超えない範囲内において政令で定める日 (施行期日) 当該各号に定める日から施行する。 附則第十九条の規定 公布の日

号) 抄

(令和四年六月二二日法律第七四

一及び三 略

(政令への委任) 律の施行の日から起算して三年を経過した日改正規定並びに附則第十七条の規定 この法四十九号)第三十七条の六第一項ただし書の酒正化に関する法律(昭和四十二年法律第百適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百 四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の 条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十 第二条の規定並びに次条並びに附則第三

第十九条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す る経過措置を含む。) は、 政令で定める。